

市民人権局

番号	名 称	所管課
19	町名住居表示変更にかかる旧新対照表	戸籍住民課
20	住民基本台帳システム	戸籍住民課
21	印鑑登録システム	戸籍住民課
23	住民基本台帳ネットワークシステム	戸籍住民課
24	自動車臨時運行許可申請	戸籍住民課
159	住居表示付定通知システム	戸籍住民課
25	全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）	消費生活センター

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 19

1	個人情報ファイルの名称	町名住居表示変更にかかる旧新対照表
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	戸籍住民課、堺区役所市民課、中区役所市民課、東区役所市民課、西区役所市民課、南区役所市民課、北区役所市民課、美原区役所市民課
4	個人情報ファイルの利用目的	町名住居表示変更の証明
5	記録項目	変更年月日、証明種別、旧住所（町名住居表示変更前の住所）、新住所（町名住居表示変更後の住所）、氏名、続柄、生年月日、性別、世帯番号、個人処理番号
6	記録範囲	町名住居表示変更時居住者
7	記録情報の収集方法	本人からの申告、住民基本台帳データ、居住実態
8	要配慮個人情報の有無	無
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 堺市市民人権局市民生活部戸籍住民課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館3階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無
		■ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	(名称) 堺市市民人権局市民生活部戸籍住民課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館3階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 20

1	個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	堺区役所市民課、中区役所市民課、東区役所市民課、西区役所市民課、南区役所市民課、北区役所市民課、美原区役所市民課、戸籍住民課
4	個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証および行政における事務処理における基礎情報とするため
5	記録項目	別紙のとおり
6	記録範囲	住民基本台帳に記載のある者（既に除かれた者を含む）
7	記録情報の収集方法	本人、庁内の関係課、他の市区町村、地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	庁内の関係課、他の市区町村、地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁、マイナンバー法第19条第8号に定める機関等
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）①堺区役所市民課 ②中区役所市民課 ③東区役所市民課 ④西区役所市民課 ⑤南区役所市民課 ⑥北区役所市民課 ⑦美原区役所市民課 ⑧戸籍住民課 （所在地）①堺市堺区南瓦町3番1号 ②堺市中区深井沢町2470番地7 ③堺市東区日置荘原寺町195番地1 ④堺市西区鳳東町6丁600番地 ⑤堺市南区桃山台1丁1番1号 ⑥堺市北区新金岡町5丁1番4号 ⑦堺市美原区黒山167番地1 ⑧堺市堺区南瓦町3番1号
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

ファイル簿番号20 別紙「5 記録項目」

1. 識別番号、2. 個人履歴番号、3. 世帯番号、4. 記載順位、5. 住民状態、6. 住民種別、7. 転出先区分、8. 住民票コード、9. 個人番号、10. 漢字氏名、11. ふりがな氏名、12. アルファベット氏名、13. ふりがなアルファベット氏名、14. カタカナ表記名、15. 通称氏名、16. ふりがな通称氏名、17. 世帯主の識別番号、18. 世帯主氏名、19. ふりがな世帯主氏名、20. 世帯主アルファベット氏名、21. ふりがな世帯主アルファベット氏名、22. 世帯主氏名通称、23. ふりがな世帯主氏名通称、24. 生年月日、25. 性別、26. 続柄、27. 続柄コード、28. 住所コード、29. 郵便番号、30. 住所漢字、31. 方書コード、32. 方書、33. 住民となった事由、34. 住民となった異動年月日、35. 住民となった届出年月日、36. 住所を定めた事由、37. 住所を定めた異動年月日、38. 住所を定めた届出年月日、39. 外国人住民となった事由、40. 外国人住民となった異動年月日、41. 外国人住民となった届出年月日、42. 住民でなくなった事由、43. 住民でなくなった異動年月日、44. 住民でなくなった届出年月日、45. 転出先住所コード、46. 転出先郵便番号、47. 転出先住所、48. 転出先方書、49. 本籍住所コード、50. 本籍、51. 本籍郵便番号、52. 筆頭者、53. 国籍コード、54. 国籍名、55. 第30条45規定区分、56. 第30条45規定区分名称、57. 在留資格コード、58. 在留資格名称、59. 在留期間、60. 在留期間終日、61. 在留カード等番号、62. 印鑑登録有無、63. 国保取得日、64. 国保喪失日、65. 退職該当異動日、66. 退職非該当日、67. 介護資格取得日、68. 介護喪失年月日、69. 年金有無、70. 基礎年金番号、71. 年金取得日、72. 児童手当認定区分、73. 児童手当支給開始日、74. 後期高齢資格取得日、75. 後期高齢資格喪失日、76. 小学校区コード、77. 中学校区コード、78. 住基カード運用状況、79. 住基カード表面記載バージョン、80. 住民票発行制御コード、81. 異動制御コード、82. 公的個人認証有無、83. 最終更新日、84. 最終更新時刻、85. 最終更新者ID、86. 最終異動処理番号 87. 個人番号カード運用状況 88. 利用者証明用電子証明書シリアル番号、89. 旧氏、90. ふりがな旧氏

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 21

1	個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	堺区役所市民課、中区役所市民課、東区役所市民課、西区役所市民課、南区役所市民課、北区役所市民課、美原区役所市民課、戸籍住民課
4	個人情報ファイルの利用目的	印鑑の登録及び公証
5	記録項目	別紙のとおり
6	記録範囲	印鑑登録のある者（既に除かれた者を含む）
7	記録情報の収集方法	本人
8	要配慮個人情報の有無	無
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）①堺区役所市民課 ②中区役所市民課 ③東区役所市民課 ④西区役所市民課 ⑤南区役所市民課 ⑥北区役所市民課 ⑦美原区役所市民課 （所在地）①堺市堺区南瓦町3番1号 ②堺市中区深井沢町2470番地7 ③堺市東区日置荘原寺町195番地1 ④堺市西区鳳東町6丁600番地 ⑤堺市南区桃山台1丁1番1号 ⑥堺市北区新金岡町5丁1番4号 ⑦堺市美原区黒山167番地1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

ファイル簿番号 21 別紙「5 記録項目」

1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 住所、5. 登録番号、6. 住民番号、7. 印鑑登録区分、8. 登録年月日、9. 廃止年月日、10. 禁止年月日、11. 登録事由、12. 廃止事由、13. 回答期限日、14. 回答日、15. 発行支所名、16. 発行日、17. 方書、18. 通称名、19. 併記名、20. 旧氏

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 23

1	個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	堺区役所市民課、中区役所市民課、東区役所市民課、西区役所市民課、南区役所市民課、北区役所市民課、美原区役所市民課、戸籍住民課
4	個人情報ファイルの利用目的	全国共通の本人確認を可能とする
5	記録項目	別紙のとおり
6	記録範囲	住民基本台帳に記載のある者（既に除かれた者を含む）
7	記録情報の収集方法	本人、他の市区町村
8	要配慮個人情報の有無	無
9	記録情報の経常的提供先	他の市区町村、住民基本台帳法第30条の9～12及び15に定める機関等
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）①堺区役所市民課 ②中区役所市民課 ③東区役所市民課 ④西区役所市民課 ⑤南区役所市民課 ⑥北区役所市民課 ⑦美原区役所市民課 （所在地）①堺市堺区南瓦町3番1号 ②堺市中区深井沢町2470番地7 ③堺市東区日置荘原寺町195番地1 ④堺市西区鳳東町6丁600番地 ⑤堺市南区桃山台1丁1番1号 ⑥堺市北区新金岡町5丁1番4号 ⑦堺市美原区黒山167番地1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

ファイル簿番号23 別紙「5 記録項目」

(1) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

(2) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 24

1	個人情報ファイルの名称	自動車臨時運行許可申請
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	堺区役所市民課、中区役所市民課、東区役所市民課、西区役所市民課、南区役所市民課、北区役所市民課、美原区役所市民課、戸籍住民課
4	個人情報ファイルの利用目的	運行要件を満たさない自動車に運行許可を行うため
5	記録項目	別紙のとおり
6	記録範囲	自動車臨時運行許可の申請者
7	記録情報の収集方法	本人
8	要配慮個人情報の有無	無
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) ①堺区役所市民課 ②中区役所市民課 ③東区役所市民課 ④西区役所市民課 ⑤南区役所市民課 ⑥北区役所市民課 ⑦美原区役所市民課 (所在地) ①堺市堺区南瓦町3番1号 ②堺市中区深井沢町2470番地7 ③堺市東区日置荘原寺町195番地1 ④堺市西区鳳東町6丁600番地 ⑤堺市南区桃山台1丁1番1号 ⑥堺市北区新金岡町5丁1番4号 ⑦堺市美原区黒山167番地1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

(1) 車両情報等

車名、形状、車台番号、運行の目的、運行の経路、運行の期間

(2) 自動車損害賠償責任保険情報

保険会社名、証明書番号、保険期間、備考

(3) 申請者情報

住所、氏名又は名称、代表者名、電話番号、業種、番号標受領者氏名、番号標受領者住所

(4) 許可情報

受付年月日、許可番号、臨時運行許可番号標番号、有効期間、返納年月日、未返納者督促状況、臨時運行許可番号標紛失情報、失効公告依頼年月日、失効公告番号、失効公告年月日、失効公告期間、失効年月日

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 159

1	個人情報ファイルの名称	住居表示付定通知システム
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	戸籍住民課、堺区役所市民課、中区役所市民課、東区役所市民課、西区役所市民課、南区役所市民課、北区役所市民課、美原区役所市民課
4	個人情報ファイルの利用目的	住居番号の決定通知のため
5	記録項目	受付区、年度、受付番号、通知日、届出人住所、届出人氏名、施設名称、町丁名、街区符号、住居番号
6	記録範囲	住居番号付定等届出（申出）書にて届出（申出）された者
7	記録情報の収集方法	本人又は関係人からの届（申）出、関係人（機関）からの通知、実態調査
8	要配慮個人情報の有無	無
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）①堺区役所市民課 ②中区役所市民課 ③東区役所市民課 ④西区役所市民課 ⑤南区役所市民課 ⑥北区役所市民課 ⑦美原区役所市民課 （所在地）①堺市堺区南瓦町3番1号 ②堺市中区深井沢町2470番地7 ③堺市東区日置荘原寺町195番地1 ④堺市西区鳳東町6丁600番地 ⑤堺市南区桃山台1丁1番1号 ⑥堺市北区新金岡町5丁1番4号 ⑦堺市美原区黒山167番地1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 25

1	個人情報ファイルの名称	全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	消費生活センター
4	個人情報ファイルの利用目的	消費者被害の救済・未然防止・拡大防止のための対策に利用する
5	記録項目	相談者の氏名、住所、電話番号、年齢、性別、職業、消費生活相談の内容と処理の結果
6	記録範囲	消費生活センターに直接相談を申し出た者
7	記録情報の収集方法	本人からの申告による
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）堺市市民人権局市民生活部消費生活センター （所在地）堺市堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル6階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	